





平成 27 年 5 月 12 日

各位

会社名 株式 会社 ラック

(JASDAQ・コード番号:3857)

代表者名 代表取締役社長 髙 梨 輝 彦 問合せ先 取締役常務執行役員経営企画管理室長

小 林 義 明

電 話 03-6757-0107

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の第8回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 31 条第 2 項および第 42 条第 2 項の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

玛	行	定	款	変		更	案
(取締役の責任免除)				(取締役の責任免除)			
第31条	(条文省略)			第31条	(現行ど)	おり)	
2	当会社は、 <u>社外耳</u>	<u> 対締役</u> との間	間で、会社法	2	当会社は、	取締役(業務	<u> </u>
	第423条第1項の損害賠償責任について、				ある者を図	余く <u>。)</u> との間]で、会社法第423
	法令に定める要件に該当する場合には賠				条第1項	の損害賠償責何	任について、法令
	償責任を限定する	る契約を締ん	詰することが		に定める勇	要件に該当す	る場合には賠償
	できる。ただし、	当該契約に	こ基づく賠償		責任を限定	定する契約を持	締結することが
	責任の限度額は、	会社法第42	25条第1項各		できる。た	ただし、当該	契約に基づく賠償
	号に規定する金額	質の合計額の	とする。		責任の限	度額は、会社	法第425条第1項
					各号に規定	定する金額の	合計額とする。
(監査役の責任免除)			(監査役の責任免除)				
第42条	(条文省略)			第42条	(現行ど)	おり)	

- 2 当会社は、社外監査役との間で、会社法 第423条第1項の損害賠償責任について、 法令に定める要件に該当する場合には賠 償責任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく賠償 責任の限度額は、会社法第425条第1項各 号に規定する額の合計額とする。
- 2 当会社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423 条第1項の損害賠償責任について、法令 に定める要件に該当する場合には賠償 責任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく賠償 責任の限度額は、会社法第425条第1項 各号に規定する額の合計額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日 定款変更の効力発生日 平成27年6月23日

以上